



---

## **交通工学研究会認定 TOP**

( トラフィック オペレーションズ プラクティショナ )

## **交通工学研究会認定 TOE**

( トラフィック オペレーションズ エンジニア )

---

### **新規登録の手引**

2016 年 6 月版

**一般社団法人 交通工学研究会**

## I. はじめに

「交通工学研究会認定 TOP/TOE 資格試験」に合格した人が「交通工学研究会認定 TOP/TOE」となるには、「道路交通技術資格認定制度施行規程」（以下、「施行規程」）に基づき、一般社団法人 交通工学研究会（以下、「研究会」）に登録の申請をして登録証の交付を受ける必要があります。

また、登録の有効期間を過ぎた場合は「交通工学研究会認定 TOP/TOE」の登録資格は失効します。「交通工学研究会認定 TOP」の登録が有効な期間中に、「交通工学研究会認定 TOE」に登録した場合には、前者の登録は無効となります。

なお、この手引には新規に登録する場合についてのみ記してあります。登録の更新に関しては「更新の手引」を御覧ください。

## II. 登録申請について

### 1. 登録の申請

交通工学研究会認定 TOP/TOE 資格試験合格者が「交通工学研究会認定 TOP」または「交通工学研究会認定 TOE」と称して活動するためには、研究会に備える「交通工学研究会認定 TOP/TOE 登録簿」に登録し、「登録証」の交付を受ける必要があります。

登録証の交付申請は、「交通工学研究会認定 TOP/TOE 新規登録申請書」を提出して頂きます。従来は、直接一般社団法人 交通工学研究会 会長（以下、「研究会会長」）に提出して頂いておりましたが、平成 23 年 7 月からは資格制度事務業務を代行する 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン(以下、JCD)宛に提出して頂きます。なお、従来は申請に必要な関連書類として写真 2 枚を提出して頂いておりましたが、平成 23 年度より写真の提出が不要となりました。また、今後は「携帯登録証」を発行いたしませんので、ご了承下さい。

## 2. 登録及び登録証

### (1) TOP の場合

研究会は交通工学研究会認定 TOP 登録申請を受け付けると、「交通工学研究会認定 TOP 新規登録申請書」の記載事項を審査します。

### (2) TOE の場合

研究会は交通工学研究会認定 TOE 登録申請を受け付けると、「交通工学研究会認定 TOE 新規登録申請書」の記載事項に加えて、次に示す TOE 登録資格を有するかどうかを審査します。

- a) 交通工学研究会認定 TOP 資格の登録が有効であること
- b) 48 箇月以上の道路交通技術分野の実務経験を持っていること

上記 a)については保有している「TOP 資格登録証のコピー」、b)については「交通工学研究会認定 TOE 業務経歴票」に記載して提出して下さい。これに「交通工学研究会認定 TOE 新規登録申請書」を加えた合計 3 種類の書類を提出して頂き、審査します。この審査にもとづき、当該申請者が「交通工学研究会認定 TOE」となる資格を有していると認められたときに、当該申請者を「交通工学研究会認定 TOE 登録簿」に登録し、「交通工学研究会認定 TOE 登録証」を交付します。

「交通工学研究会認定 TOE 業務経歴票」は以下の登録証の写しでも代用することができます。

(【 】内は関連分野を示す。)

- ① 関連分野の技術士【建設部門(道路)、建設部門(都市及び地方計画)、電気電子部門(電子応用)、機械部門(交通・物流機械及び建設機械)、情報工学部門(情報システム・データ工学)】
- ② 関連分野の RCCM【道路部門、都市計画及び地方計画部門】
- ③ 関連分野の土木学会認定 1 級・上級・特別上級技術者【総合、交通、流域・都市、調査・計画】

#### 4 年間の実務経験の取扱い

合格通知を受け取った時点で 4 年以上の経験があればすぐに申請できますが、実務経験が 4 年に満たない場合、合格通知受領後最初の 4 月 1 日から 4 年後の 3 月 31 日までの間に 4 年間の実務経験の実績を積み、その時点で TOE 資格登録を申請することができます。

以上の審査にもとづき、当該申請者が「交通工学研究会認定 TOP/交通工学研究会認定 TOE」となる資格を有していると認められたときに、当該申請者を「交通工学研究会認定 TOP/TOE 登録簿」に登録し、「交通工学研究会認定 TOP 登録証」「交通工学研究会認定 TOE 登録証」を交付します。

「交通工学研究会認定 TOP/TOE 登録簿」に登録された申請者は、その登録日をもって「交通工学研究会認定 TOP」「交通工学研究会認定 TOE」と称することができます。また、名刺等への印刷表示に際しては、以下のようにして下さい。(いずれを用いてもかまいません。また、[ ] ( ) の使い分けに注意して下さい。)

正式名称 : 交通工学研究会認定 TOP

交通工学研究会認定 TOE

日本語表記 : TOP [交通技術資格者] (交通工学研究会)

TOE [交通技術上級資格者] (交通工学研究会)

### (3) TOP/TOE 同時登録の場合

研究会は交通工学研究会認定 TOP と交通工学研究会認定 TOE の登録申請を受け付けると、「交通工学研究会認定 TOP/TOE 新規登録申請書」の記載事項に加えて、次に示す TOE 登録資格を有するかどうかを審査します。

a) 48 箇月以上の道路交通技術分野の実務経験を持っていること

上記 a) については「交通工学研究会認定 TOE 業務経歴票」に記載して提出して下さい。これに「交通工学研究会認定 TOP/TOE 新規登録申請書」(TOP/TOE 合わせて 1 部)を加えた合計 2 種類の書類を提出して頂き、審査します。この審査にもとづき、当該申請者が「交通工学研究会認定 TOE」となる資格を有していると認めるときに、当該申請者を「交通工学研究会認定 TOE 登録簿」に登録し、「交通工学研究会認定 TOE 登録証」を交付します。

## 3. 「交通工学研究会認定 TOP/TOE 新規登録申請書」及び関連書類の提出

### (1) 提出方法

「交通工学研究会認定 TOP/TOE 新規登録申請書」は、試験合格者に案内される専用インターネットサイトよりダウンロードしていただきます。必要事項の記入と署名をした上で、封筒(角 2)を用いて、資格制度の事務業務を代行する JCD へ必ず簡易書留で送付して下さい。

なお、TOE を登録申請する場合には、「交通工学研究会認定 TOE 業務経歴票」もインターネットからダウンロードして頂いて必要事項の記入と署名をするとともに、「TOP 資格登録証のコピー」を同封して下さい。

### (2) 提出先

株式会社 JTB コミュニケーションデザイン HR ソリューション事業部  
ライセンスマネジメント局 交通工学資格制度係

〒105-8335 東京都港区芝 3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング 13 階

TEL 03-5657-0621 Email jjstc@jtbcom.co.jp

(平成 28 年 4 月 1 日より ICS コンベンションデザインは社名・住所・電話番号・E メールが変更となりました)

## 4. 新規登録の有効期間

「交通工学研究会認定 TOP/TOE 資格試験」に合格以降最初の 4 月 1 日から 4 年以内に、登録を行う必要があります。なお、登録の有効期間は、登録証の交付日(登録証記載の年月日)から有効期間満了日までとなります。有効期間満了日は、登録証交付日から 4 年を超えない最後の 3 月 31 日までとなります(登録された資格の有効期間についての詳細は次項をご参照下さい)。

注: 例えば、平成 28 年 9 月に受験して合格した場合で、登録申請を平成 29 年 3 月までに行った場合には、原則として登録証の交付日は平成 29 年 4 月 1 日となります。この場合の登録の有効期間満了日は、平成 29 年 4 月 1 日から起算して 4 年後の平成 33 年 3 月 31 日です。

## 5. 登録された資格の有効期間

「交通工学研究会認定 TOP/TOE 登録簿」に登録された申請者は、原則としてその登録日（登録証の交付日）をもって、「交通工学研究会認定 TOP」または「交通工学研究会認定 TOE」と称することができます。ただし、有効期間満了日までに更新の手続きをとらなければ、登録資格が登録簿から抹消されます。なお、登録の更新に関しては「TOP/TOE 資格登録更新の手引」を御覧ください。

登録された交通工学研究会認定 TOP/TOE 資格の有効期間は、以下のようになります。

- 1) 「交通工学研究会認定 TOP/TOE 資格試験」の合格通知年月日以降最初の4月1日までに新規登録を行った場合の登録有効期間満了日は、登録日に関わらず、合格通知年月日以降最初の4月1日から起算して4年後の3月31日とします。
- 2) 登録申請が遅れて、合格通知年月日以降最初の4月1日以降に登録申請した場合でも、次の年の4月1日以前であれば、登録有効期間満了日は1)と同じです。

注：例えば、平成26年9月に受験して合格した場合で、登録証交付日が平成28年1月となった場合には、登録の有効期間満了日は平成28年1月から起算して4年を超えない最後の3月31日、すなわち平成31年3月31日です。

- 3) さらに登録申請が遅れて、合格通知年月日以降最初の4月1日から1年以上経過しても、4年後の3月31日までに登録申請すれば、登録は登録証交付日から有効となり、この交付日から4年を超えない最後の3月31日が有効期間満了日となります。

注：例えば、平成26年9月に受験して合格した場合で、登録証交付日が平成28年10月となった場合には、登録は登録証交付日から有効となり、登録の有効期間満了日は平成28年10月から起算して4年を超えない最後の3月31日、すなわち平成32年3月31日です。

- 4) 合格通知年月日以降最初の4月1日から4年後の3月31日までに登録を行わなかった場合は、この3月31日をもって新規登録を申請できる権利を失います。

注：例えば、平成26年9月に受験して合格した場合は、新規登録を申請できるのは、この合格した日から、その日以降最初の4月1日の4年後の3月31日まで、となります。

- 5) なお、登録有効期間満了日までに新規登録を行い、かつ、資格の登録の有効期間中に所定のCPD単位を取得しなければ、原則として登録の更新はできませんので十分に注意して下さい。

## 6. 新規登録申請に必要な書類

### (1) 提出書類

①TOP 登録にあたっては、以下の書類が必要です。

- ・交通工学研究会認定 TOP/TOE 新規登録申請書（登録様式）
- ・住民票の抄本または外国人登録証明書 1部

②TOE 登録にあたっては、以下の書類が必要です。

- ・交通工学研究会認定 TOP/TOE 新規登録申請書（登録様式）
- ・住民票の抄本または外国人登録証明書 1部
- ・交通工学研究会認定 TOE 業務経歴票
- ・TOP 資格登録証のコピー

※なお、規則の改正により、「登録証用写真」、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出は不要となりました。

TOE 登録を申請する際、TOP 登録者であることを確認できる書類の提出が必要で、一般には TOP 登録証のコピーを添付して申請してもらうことを原則としますが、例外として、TOP 合格をしていますがまだ登録していない人が TOE 合格により TOE 登録を申請する場合には、通常の TOP 登録に必要な書類を整えて TOP 登録手続きを申請すると同時に TOE 登録手続きを申請するものとし、この場合のみ、TOP 登録者であることを確認できる書類の提出は必要ないものとします。

## (2) 登録手数料

登録手数料として、TOP の場合は一般 15,428 円 (税抜価格 14,286 円)、学生 7,200 円 (税抜価格 6,667 円)、TOE の場合は一般、学生によらず 20,571 円 (税抜価格 19,048 円) が必要です。

TOP/TOE 同時登録の場合は、TOP の登録手数料と TOE の登録手数料両方をお支払下さい。

TOE の場合、合格後送付のメールに案内されるインターネットサイトを御覧下さい。

支払い方法はクレジットカードオンライン決済などが可能です。詳しくはインターネットサイトを御覧下さい。

なお、審査の結果、登録が不承認となった場合は、その理由を付して当該申請者に通知するとともに、登録手数料から必要実費を差し引いた額を返却します。

## (3) 交通工学会認定 TOP/TOE 新規登録申請書 (登録様式) の記入方法

本申請書に、以下に示す必要事項を記入して下さい。

なお、★印を付した記入項目に関しては、業務委託先 JJS のインターネットサイトで「受験者 ID」取得時に入力した内容と同一内容をご記入下さい (変更があった場合は、最新情報で結構です)。

### ① 受験番号 (JJSID) ★と資格試験に合格した年月日

合格通知に基づき正確に記入して下さい。なお TOE 資格の申請者で、すでに TOP をお持ちの方は、その下の TOP 登録番号欄も記載して下さい。

### ② 氏名★ (日本語、ローマ字)、生年月日、性別、交通工学会会員種別

氏名及び生年月日を略さずに正確に書いて下さい。また、ローマ字表記の氏名も記入し、該当欄の男女いずれかに○印を付けて下さい。一般社団法人 交通工学会の個人会員である場合は、個人会員番号を記入して下さい。未入会の場合は「未入会」欄を選んで下さい (\*交付日の欄は記入不要です)。

### ③ (JJS 「受験者 ID 取得」時に「個人登録」を選んだ場合★) 現住所 (自宅)

郵便番号、都道府県、市区町村、番地、ビル・マンション名まで略さずに正確に記入して下さい。現住所の都道府県コードを巻末の表-1 を参考に記入して下さい。

### ④ 電話と Email

自宅固定電話または携帯電話の番号を記入して下さい。また、事務局との多くのやり取りに Email を使いますので、Email 欄には確実に受信できるアドレスをはっきり読み取れるように記載して下さい。念のため 2 つ目のアドレスを追加 Email 欄に記載することもできます。

- ⑤勤務先・組織、または学校（JJS「受験者 ID 取得」時に「個人登録」以外を選んだ場合★）  
勤務先等コード欄には、巻末の表-2を参考に記入して下さい。また勤務先等住所の  
都道府県コード欄には、巻末の表-1を参考に記入して下さい。
- a) 学生の場合  
枠線内の「所属する勤務先・組織、または学校」を連絡先として選ぶことが可能で  
す。記入する場合は、学校名・学部・学科・学年・学校所在地、および確実に郵便物  
が受領できるよう指導教員名や研究室名を必ず明記して下さい。
- b) 勤務先・組織の場合  
本社等以外の支社や事業所等に勤務する場合は、支社や事業所等名を明記し、勤務  
先住所も支社や事業所等の所在地として下さい。
- ⑥連絡先  
自宅と勤務先・組織等の両方の欄に記載した場合は、必ず自宅・勤務先の何れか一つ  
を指定して下さい。
- ⑦確認事項  
これは「交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則」で定めら  
れた資格登録ができない条件に該当しないことを確認するものです。事実適合する項  
目を選択して下さい。
- ⑧登録番号と登録有効期限  
記入しないで下さい（事務局で記入します）。
- ⑨本人署名欄  
①～⑧までの記載事項を確認の上、申請年月日を記入の上必ず署名して下さい。

### Ⅲ. 登録の更新について

継続して登録の更新を予定する人は、登録の有効期間満了日までに、登録の更新の申込みを行わなければなりません。更新にあたっては、登録の有効期間中に所定の継続研鑽単位（以下、「CPD 単位」）を取得している必要があります。更新に必要な単位は、TOP の場合は 150 単位以上、TOE の場合は 200 単位以上となります。なお、CPD 単位の登録は、WEB 上の「TOP/TOE CPD 登録システム」を通じて行うことができます。CPD 制度や CPD 登録の具体的方法など詳細については、継続研鑽 (CPD) 制度のページ (<http://www.jste.or.jp/toptoe/cpd/index.html>) をご参照ください。

また、登録更新手数料として、登録更新申込み時に TOP の場合は一般 15,428 円（税抜価格 14,286 円）、学生 7,200 円（税抜価格 6,667 円）、TOE の場合は一般、学生によらず 20,571 円（税抜価格 19,048 円）が必要です。

### Ⅳ. その他の諸手続

#### 1. 登録事項の変更

交通工学研究会認定 TOP/TOE 登録事項のうち、下記事項が生じた場合には、速やかに研究会会長に「届出書」（関係様式、該当欄の該当事項のみ記入）を提出しなければなりません。これによって「登録簿」の記載事項が変更されます。「届出書」の様式は交通工学研究会資格制度 WEB サイトよりダウンロードできます。

また、「登録簿」記載事項の変更に加えて、「登録証」の記載事項を変更し、新たに発行を希望する場合は、次に示す「2. 登録証再交付申請手続」に書かれた手数料が必要となります。

記載した「届出書」は、資格制度事務業務を代行する JCD 宛に郵送または FAX または Email でお送り下さい。

(1) 氏名に変更が生じた場合

(2) 現住所に変更が生じた場合

(3) 勤務先等を変更する場合(同一組織内で異動する場合、転退職する場合、学生が就職した場合)

同一組織内での異動とは、A社のC部からD出張所に異動した場合のように、同一勤務先等内での異動を言います。転退職とは、A社からB社に移った場合等であり、学生である登録者が就職した場合もこの手続をする対象となります。

(4) 業務廃止の届出

登録者として業務を廃止して、引き続き業務を継続しない場合、又は登録者が死亡した場合は、研究会会長に届出て登録簿から抹消してもらわなければなりません。この場合は、「届出書」と登録済の「登録証」を30日以内に資格制度事務業務を代行する JCD 宛に郵送して下さい。

## 2. 登録証の再交付申請手続

「登録証」を汚損や紛失などをして再交付を希望する場合、または登録事項の変更届出書に伴って書き換えた新しい「登録証」を必要とする場合は、遅滞なく「登録証再交付・登録証明」(関係様式)を研究会会長に提出しなければなりません。再交付の申請に必要な書類等は、資格制度事務業務を代行する JCD 宛に郵送または FAX または Email でお送り下さい。

「登録証再交付申請書」(関係様式)

手数料・・・1,029円(税抜価格 953円)

## 3. 登録証明申請書

登録を受けていることの証明書を希望する場合、「登録証再交付・登録証明」(関係様式)に必要な事項を記入し、資格制度事務業務を代行する JCD 宛に郵送または FAX または Email でお送り下さい。

「登録証明申請書」(関係様式)

手数料・・・1,029円(税抜価格 953円)



#### 4. CPD 単位認定申請書

CPD 単位認定の証明書を希望する場合、「CPD 単位認定申請書」(関係様式) に必要事項を記入し、資格制度事務業務を代行する JCD 宛に郵送または FAX または Email でお送り下さい。

「CPD 単位認定申請書」(関係様式)

手数料・・・1,029 円 (税抜価格 953 円)

#### 5. 手数料

登録証再交付・登録証明の手数料は、郵便振替または銀行振込にてお支払い下さい (振込手数料はご負担下さい)。

・郵便振替 口座番号 00150-1-616803

加入者名 (株)JCD 交通工学資格制度係

(旧加入者名 ICS コンベンションデザイン資格制度係)

※平成 28 年 8 月 1 日より新加入者名になっておりますので、ご注意ください。

・銀行振込 振込先 三菱東京 UFJ 銀行 新丸の内支店 (普) 3122298

口座名義 交通工学研究会資格制度係

#### 6. 登録簿からの抹消

次のいずれかの事項に該当する場合には、当該登録者の登録が登録簿から抹消されます。

- 1) 虚偽又は不正の事実に基づいて交通工学研究会認定 TOP/TOE 資格試験を受験し、あるいは、登録を受けたことが判明したとき。
- 2) 登録申請書の重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。
- 3) 登録有効期間を満了し、なおかつ所定の期間内に登録を更新しなかったとき。
- 4) 業務廃止を「届出書 (関係様式)」の提出により届け出たとき。
- 5) 交通工学研究会認定 TOP/TOE の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為があったとき。
- 6) 登録の更新を行った者が、所要の CPD 単位を取得したことを証明する書類を提出しなかったとき。

#### V. 請求・申請及び問合せ先

この手引に記載されている各様式は交通工学研究会資格制度 WEB サイトよりダウンロードできます。本登録に関する請求・申請・問合せ等については、下記までお願い致します。

**TOP/TOE 登録料のオンライン手続きに関する問合せ先**

株式会社ジェイ・ジェイ・エス JJSTC 問い合わせ窓口

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-2 (飯田橋スクエアビル 5 階)

TEL 03-3235-4001

E-mail jjstc@jjs.net

**各種申請書類の提出先および問合せ先**

株式会社 JTB コミュニケーションデザイン

HR ソリューション事業部 ライセンスマネジメント局 交通工学資格制度係

〒105-8335 東京都港区芝 3-23-1 (セレスティン芝三井ビルディング 13 階)

TEL 03-5657-0621

FAX 03-5657-0643

Email jjstc@jtbcom.co.jp

(平成 28 年 4 月 1 日より ICS コンベンションデザインは社名・住所・電話番号・  
E メールが変更となりました)

**資格制度全般についての問合せ先**

一般社団法人 交通工学研究会 資格制度事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-23 (錦町MKビル 5 階)

TEL 03-6410-8717・050-5507-7153

FAX 03-6410-8718

E-mail toptoe08@jste.or.jp

URL <http://www.jste.or.jp>

以 上

TOE資格登録時には、勤務先等の証明印を受けた業務経歴書が必要となります。

現在の勤務先が支店や出張所等の場合は、支店長や出張所長等の証明印で差支えありません。また、退職や転職などの理由により申込時点で勤務に就かれていない方は、最も近い過去の勤務先の代表者による証明を受けて下さい。

**平成〇年度 交通工学研究会認定TOE資格試験 業務経歴票（証明書）**

|                          |            |             |          |
|--------------------------|------------|-------------|----------|
| <b>受験番号<br/>(JJS-ID)</b> | JS×××××××× | <b>フリガナ</b> | 〇〇〇 〇〇〇  |
| <b>TOP登録番号</b>           | 第P-〇〇〇号    | <b>氏名</b>   | 〇〇 〇〇〇 印 |

  

| 勤務先<br>(支店・部・課まで)   | 所在地<br>(市区町村まで) | 地位・職名 | 職務内容<br>(具体的に)         | 在職期間 |   |   |      |   |    |   |      |
|---|-----------------|-------|------------------------|------|---|---|------|---|----|---|------|
|   |                 |       |                        | 自    |   |   | 至    |   |    | 通算  |      |
|   |                 |       |                        | 年    | 月 | 日 | 年    | 月 | 日  | 年   | 月    |
| 日本交通企画(株)<br>調査計画部調査課   | 〇県〇〇市           | 課員    | 交通現象の調査分析              | 平成8  | 4 | 1 | 平成11 | 3 | 31 | 3   | 0    |
| 同上  | 同上              | 主任    | 交通現象の調査分析<br>自動車交通需要予測 | 平成11 | 4 | 1 | 平成14 | 3 | 31 | 3   | 0    |
| ワールド交通企画(株)<br>計画部道路計画課   | 〇県〇〇市           | 課長代理  | 交通現象の調査分析<br>自動車交通需要予測 | 平成14 | 4 | 1 | 平成18 | 7 | 31 | 4   | 4    |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     証明日までの経歴を入力して下さい。<br/>                     最大で10件まで記入できます。                 </div>                     |                 |       |                        |      |   |   |      |   |    |   |      |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     登録証で代用する場合は、本証明書の関連分野の該当箇所に○を付け、受験番号・TOP登録番号・氏名を記入、押印の上、A4サイズに複写した登録証を添付して下さい。                 </div> |                 |       |                        |      |   |   |      |   |    |   |      |
|   |                 |       |                        |      |   |   |      |   |    | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     合計の年月を記入して下さい。                 </div> |      |
|   |                 |       |                        |      |   |   |      |   |    | 合計  | 10 4 |

注：この業務経歴証明書の代わりとなる書類で代用することができます。その場合は出来上がりA4サイズとし、本票と同等の内容を含んでください。

注：本証明書は以下の登録証の写しでも代用することができます。登録証の写しを提出する場合は、下記関連分野の該当箇所に○を付けてください。その際、業務経歴証明欄の記載は不要ですが、受験番号（JJS-ID）・TOP登録番号・氏名・フリガナは必ず記載し、押印してください。

【 】は関連分野を示す。

①関連分野の技術士【建設部門（道路）、建設部門（都市及び地方計画）、電気電子部門（電子応用）、機械部門（交通・物流機械及び建設機械）、情報工学部門（情報システム・データ工学）】

②関連分野のRCCM【道路部門、都市計画及び地方計画部門】

③関連分野の土木学会認定1級・上級・特別上級技術者【総合、交通、流域・都市、調査・計画】

上記の業務経歴について、相違ないことを証明します。

平成〇年〇月〇日

所在地 東京都〇〇〇区××

会社名等 ワールド交通企画株式会社

証明者役職及び氏名 代表取締役 〇〇〇〇

印

この記入例では、現在の勤務先である「ワールド交通企画(株)」の証明を受けることになります。

証明日は登録申込日前1ヶ月以内として下さい。

表－1 都道府県コード

| コード | 都道府県 | コード | 都道府県 | コード | 都道府県 | コード | 都道府県 | コード | 都道府県 |
|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
| 01  | 北海道  | 11  | 埼玉県  | 21  | 岐阜県  | 31  | 鳥取県  | 41  | 佐賀県  |
| 02  | 青森県  | 12  | 千葉県  | 22  | 静岡県  | 32  | 島根県  | 42  | 長崎県  |
| 03  | 岩手県  | 13  | 東京都  | 23  | 愛知県  | 33  | 岡山県  | 43  | 熊本県  |
| 04  | 宮城県  | 14  | 神奈川県 | 24  | 三重県  | 34  | 広島県  | 44  | 大分県  |
| 05  | 秋田県  | 15  | 新潟県  | 25  | 滋賀県  | 35  | 山口県  | 45  | 宮崎県  |
| 06  | 山形県  | 16  | 富山県  | 26  | 京都府  | 36  | 徳島県  | 46  | 鹿児島県 |
| 07  | 福島県  | 17  | 石川県  | 27  | 大阪府  | 37  | 香川県  | 47  | 沖縄県  |
| 08  | 茨城県  | 18  | 福井県  | 28  | 兵庫県  | 38  | 愛媛県  |     |      |
| 09  | 栃木県  | 19  | 山梨県  | 29  | 奈良県  | 39  | 高知県  |     |      |
| 10  | 群馬県  | 20  | 長野県  | 30  | 和歌山県 | 40  | 福岡県  | 50  | その他  |

表－2 勤務先等コード

コードの数字は連続していませんので御注意下さい。

| コード | 勤務先等                      | コード | 勤務先等                       |
|-----|---------------------------|-----|----------------------------|
| 01  | 建設コンサルタント                 | 02  | 都市計画コンサルタント                |
| 03  | 測量・航測会社                   | 04  | ソフトウェア会社                   |
| 05  | 建設会社・道路会社                 | 09  | その他の民間会社                   |
| 11  | 中央官公庁(道路関係)               | 12  | 中央官公庁(警察関係)                |
| 13  | 中央官公庁(運輸関係)               | 14  | 中央官公庁(環境関係)                |
| 19  | 中央官公庁(その他関係)              | —   | —                          |
| 21  | 自治体関係(道路関係)               | 22  | 自治体関係(警察関係)                |
| 23  | 自治体関係(運輸関係)               | 24  | 自治体関係(環境関係)                |
| 29  | 自治体関係(その他関係)              | —   | —                          |
| 31  | 財団法人・社団法人(中央官公庁関係)        | 32  | 財団法人・社団法人(自治体関係)           |
| 39  | 財団法人・社団法人(その他関係)          | —   | —                          |
| 41  | 高速道路会社*・道路公社・独立行政法人(道路関係) | 49  | 高速道路会社*・道路公社・独立行政法人(その他関係) |
| 51  | 工業高校                      | 52  | 高校(普通科・その他)                |
| 53  | 高等専門学校                    | 54  | 大学院・大学・短大                  |
| 55  | 専門学校等                     | —   | —                          |
| 61  | 研究機関(中央官公庁関係)             | 62  | 研究機関(高速道路会社*・独立行政法人関係)     |
| 69  | 研究機関(その他関係)               | —   | —                          |
| 99  | その他                       | —   | —                          |

\* : 道路関係 4 公団

## 関係様式

(届出書、登録証再交付・登録証明、CPD 単位認定申請書)

# 届 出 書

平成 年 月 日

一般社団法人 交通工学研究会 会長 殿

交通工学研究会認定（TOP・TOE）の登録事項に関して、下記の届け出を行います。

※いずれかに○をつけて下さい

氏 名（署名） \_\_\_\_\_

登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号

変更項目 [該当欄をチェックする]

氏名・住所等の変更（該当事項箇所のみ記入して下さい）

| 変 更 事 項 |   | 変更日 |
|---------|---|-----|
| 登録者氏名   | (フリガナ)<br>_____   |     |
| 現住所     | 〒 _____ TEL: _____<br>e-mail: _____<br><div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">コード</div> |     |

(注)

①都道府県コード番号は「新規登録の手引」の表-1を参照のこと。

勤務先等の変更

| 変 更 事 項 |  | 変更日 |
|---------|--|-----|
| 勤務先等の名称 | 変更前 _____ 変更後 _____  |     |
| 勤務先等の住所 | 〒 _____ TEL: _____<br>e-mail: _____<br><div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">勤務先コード</div> |     |

(注) 勤務先コード番号は「新規登録の手引」の表-2を参照のこと。

業務廃止届 [登録証を必ず添えて本書類を提出して下さい]

## 登録証再交付・登録証明申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 交通工学研究会 会長 殿

[該当欄をチェックする]

登録証再交付

交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により、交通工学研究会認定（ TOP ・ TOE ）登録証の再交付を申請します。  
※いずれかに○をつけて下さい

登録証明

交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則第 8 条の規定による登録を受けていることの証明書の発行をお願いいたします。

氏 名（署名） \_\_\_\_\_

記

|                |            |
|----------------|------------|
| 1. 登 録 番 号     | 第 一 号      |
| 2. 登 録 有 効 期 間 | 自：平成 年 月 日 |
|                | 至：平成 年 月 日 |
| 3. 所 属 組 織 名   |            |
| 4. 生 年 月 日     | 年 月 日      |
| 5. 資 格 交 付 日   | 平成 年 月 日   |
| 以下，再交付申請時のみ記載  |            |
|                | 再交付申請理由    |
|                | 汚損/紛失年月日   |

# CPD 単位認定申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 交通工学研究会 会長 殿

CPD 単位認定

交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE の CPD 単位認定の証明書の発行をお願いいたします。

氏 名 (署名) \_\_\_\_\_

記

|                |              |
|----------------|--------------|
| 1. 登 録 番 号     | 第 一 号        |
| 2. 登 録 有 効 期 間 | 自 : 平成 年 月 日 |
|                | 至 : 平成 年 月 日 |
| 3. 所 属 組 織 名   |              |
| 4. 生 年 月 日     | 年 月 日        |
| 5. 資 格 交 付 日   | 平成 年 月 日     |
| 6. 申 請 理 由     |              |